

令和元年8月9日  
障 害 福 祉 部

ふるさと納税を活用した医療的ケア児等を育てる世帯への支援事業の実施について  
～医療的ケア児と「きょうだい」にキャンプを贈ろう！～

(付議の要旨)

医療的ケア児等を育てる世帯への支援事業を、既存の福祉サービスにはない新たな支援策として、令和2年度より、ふるさと納税を活用して実施することを予定し、寄附募集を令和元年10月より開始することとしたので報告する。

1 主旨

医療的ケア児等を育てる世帯への支援事業を、既存の福祉サービスにはない新たな支援策として、令和2年度より、ふるさと納税を活用して実施することを予定し、寄附募集を令和元年10月より開始することとしたので報告する。

2 経緯等

区では、医療的ケア児の支援について、区立保育園での受入れや障害児通所施設への補助、医療的ケア児に関わる人材育成など、様々な公的支援の充実に取り組んでいる。

一方、保護者が医療的ケア児の介護等に多くの時間を取られるため、兄弟姉妹が、幼児期に保護者と一緒に過ごせない寂しい気持ちを我慢するケースや、中学生以降になると介護等の担い手として保護者の期待を負担に感じるケースが多くあり、家族会等から「きょうだい児」問題と言われている。

また、医療的ケア児が外出する場合、医療機器の持ち運びや、医療的ケア児の体調の不安定さから、保護者だけで子ども達（医療的ケア児ときょうだい児）を連れて外出することが非常に難しく、レジャーも含めた家族での外出の機会を持ちづらい状況がある。

こうしたことから、既存の福祉サービスにはない新たな支援策として、医療的ケア児ときょうだい児を対象とした外出イベントを企画・実施する事業者に対して補助を行うことにより、医療的ケア児を育てる世帯が家族で外出できる機会を創出する。

2 目的

医療的ケア児等を育てる世帯が家族で外出できる機会を創出することにより、医療的ケア児等を育てる世帯の生活の質の向上を図る。財源として、ふるさと納税の仕組みを活用することで、寄附文化の醸成を図るとともに、医療的ケア児の支援について社会的認知度の向上を目指す。

### 3 補助事業の内容

#### (1) ふるさと納税寄附事業名

(仮) 医療的ケア児と「きょうだい」にキャンプを贈ろう！

#### (2) 実施方法

- ・医療的ケア児等の支援を行う事業者（社会福祉法人や NPO 等で区外法人も可）が、医療的ケア児ときょうだい児を含む家族を対象とした外出イベント（デイキャンプやバーベキュー等）を企画実施する場合に、その経費の補助を行う。なお、障害や疾病の状態により外出困難な医療的ケア児等を対象とする場合には、屋内イベントの経費についても補助対象とする。
- ・区は、事業者からの企画提案を受け、専門委員等による審査後に対象事業を決定する。
- ・ふるさと納税による寄附を財源として事業への補助を行う。

#### (3) 補助対象経費

- |                                    |                      |
|------------------------------------|----------------------|
| ①借上バス・タクシーなどの料金                    | ②スタッフ報酬（医師、看護師、保育士等） |
| ③外出時に必要な機材の購入費                     | ④現地施設の利用料            |
| ⑤保険料（医師賠償責任保険、国内旅行障害保険など）          |                      |
| ⑥その他 事前の健康状態チェックや看護師等との打ち合わせのための経費 |                      |

#### (4) 対象とする医療的ケア児等

- ・医療的ケア児ときょうだい児のどちらかが18歳未満であることを要件とする（きょうだいのいない医療的ケア児の世帯も参加可能）。
- ・区内在住の、①重症心身障害児（\*）であって医療的ケアの必要な児童だけでなく、②重症心身障害児でない医療的ケアの必要な児童、③重症心身障害児だが医療的ケアの必要ない児童も対象とする。

	重症心身障害である	重症心身障害でない
医療的ケアあり	①	②
医療的ケアなし	③	対象外

\*重症心身障害児：重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童

#### (5) 実施期間

令和2年度から3年間の試行事業とする（寄附募集は令和元年度から実施）。

試行期間中に、保護者やきょうだい児へのアンケート等を通じて事業の検証を行い、補助のあり方やより有効な支援施策について検討を行う。

(6) 寄附募集と記念品等

①寄附受付方法：ふるさとチョイスのページ

②寄附に対する記念品等

記念品等	区民の方	区外の方
障害者施設自主生産品（寄附額3万円以上）	—	○
体験型ボランティア ※外出イベントにボランティアとして参加（補助事業者と調整）	○	○
実績報告書 ※外出イベント実施の様子や参加者の声など掲載。 （障害者施設自主生産品PRのためサンプルを同封）	○	○

③周知方法：区のおしらせ「せたがや」、冊子「世田谷ライフ+PLUS」

世田谷区ホームページ、ふれあいフェスタ等イベントでのPR

4 概算経費

(1) 事業費 6,236千円

内訳) 補助金 5,000千円

ただし、1事業1,000千円を寄附目標額とし、寄附総額に応じた補助件数とする。

事務費 1,236千円 審査専門委員報酬、報告書作成費等

(2) 財源 補助金：ふるさと納税による寄附

事務費は一般財源による

5 今後のスケジュール（予定）

令和元年 9月 福祉保健常任委員会報告

10月以降 区民周知 区のおしらせ

ふるさとチョイス インターネット掲載

世田谷ライフ+PLUS など

ふるさと納税による寄附の受付開始

令和2年 4月以降 事業者からの提案受付開始

補助事業の実施

\*医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと